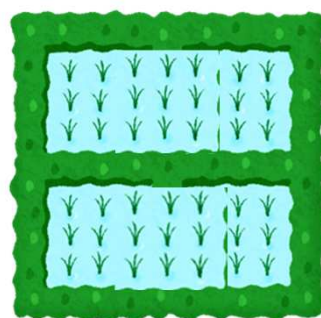
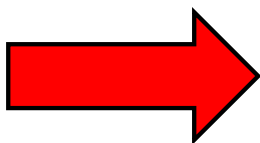


農地利用効率化物価高騰対策事業補助金

圃場の大区画化や耕作放棄地の解消等を行い、生産性の向上を目指す農業者を支援します！！

1. 圃場整備事業

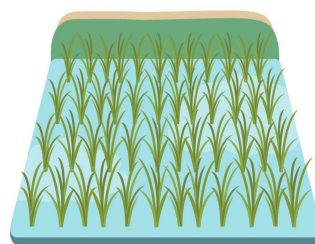
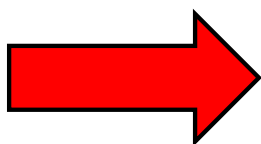
狭小圃場（10a未満の農地）の畦畔除去等を行い、圃場の大区画化を目指す農業者に対し、1圃場あたり11万円の補助を行います。



（整備の内容）畦畔除去・耕耘・整地及び均平作業

2. 耕作放棄地解消事業

耕作放棄地を解消し、経面積の拡大を目指す農業者に対し10aあたり10万円の補助を行います。



（整備の内容）除草・伐根・障害物除去及び耕耘並びに整地作業

3. 有機栽培圃場整備事業（新規）

有機農産物の日本農林規格に定められた取組水準の有機農業による栽培を行うために実施する圃場整備に10aあたり10万円の補助を行います。

（整備の内容）畦畔除去・干渉帯の設置・均平作業等

※補助額の上限は各事業合わせて100万円となります。
(ただし、予算の範囲内とする。)

4. 交付対象農地

1. 圃場整備事業

- ・整備を行う農地の面積が10a未満であること。

2. 耕作放棄地解消事業

- ・農地法第30条第1項に基づく農地の利用状況調査において、遊休農地と判定された農地
- ・農地法第31条に基づく申し出のあった農地

3. 有機栽培圃場整備事業

- ・有機農産物の日本農林規格に定められた取組水準の有機農業により栽培を行う農地

4. 共通内容

- ・令和8年1月1日から令和9年2月1日の間に農地バンク（農地中間管理事業）による賃借権等を設定した農地
- ・事業の完了後、1年以内に作付けを行う農地

5. 交付対象者

交付対象農地を耕作する者であって、市内に住所を有する農業者（法人の場合は市内に事務所等を有する者）

6. 申請期間

農地バンク（農地中間管理事業）による賃借権等を設定した日から令和9年2月10日まで

7. 申請・問い合わせ先

幸手市役所 建設経済部 農業振興課 農業振興担当
TEL 0480-43-1111 (内線535)